



山形県

令和
8
年度

若者世帯・子育て世帯 移住支援金

県外から移住された若者世帯・子育て世帯に移住支援金（最大40万円）を支給します！



主な対象要件

次の要件を全て満たし、かつ「若者世帯の要件」または「子育て世帯の要件」のいずれか（もしくは両方）に該当する場合に対象となります。

- ◆**転勤、出向、派遣又は進学**（県内の高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専門学校）による移住ではないこと。
- ◆**転入日**（県外から県内に住民票を移した日）※が、**令和8年1月1日から同年12月31日**までであること。
※ 地域おこし協力隊員の場合、退任日の翌日が当該期間内であること（上記期間に地域おこし協力隊員に着任し、かつ任期中の方は、令和8年度支援の対象となりません）。
- ◆**県外から県内へ移住する前に、3年を超える期間（在学期間を除く）、継続して県外に居住し、かつ、定住の意思をもって本県に移住したこと。**
※ 地域おこし協力隊退任者は、地域おこし協力隊の委嘱を受けて県外から県内へ移住する前に、3年を超える期間（在学期間を除く）、継続して県外に居住し、かつ、地域おこし協力隊退任後も定住の意思を持って県内に居住していること。
- ◆**世帯員のいずれかが、転入日の前日まで※に「やまがた暮らし移住希望登録」に登録していること。**
※ 地域おこし協力隊退任者の場合、退任日までに登録していること。
- ◆**世帯員のいずれかが、転入後「移住完了アンケート」に回答していること。**
※ 地域おこし協力隊退任者の場合、退任日以降に回答していること。
- ◆**過去に本支援金を受給した者がいる世帯ではないこと。**
- ◆**政府の移住支援金（東京23区内に在住・通勤していたこと等を要件とするもの）の受給者または対象者がいる世帯ではないこと。**
※ 本支援金と政府の移住支援金を併給した場合、本支援金を返還いただきます。

若者世帯の要件

申請者が令和8年4月1日時点※で**18歳以上40歳未満**であること。
※地域おこし協力隊退任者の場合、委嘱を受けた時点

子育て世帯の要件

令和8年4月1日時点※の年齢が**15歳未満の者を帯同**して転入していること。
※地域おこし協力隊退任者の場合、委嘱を受けた時点又は退任日時点

支援金の額

- ①**若者単身世帯→1世帯あたり10万円**
（令和8年4月1日時点で18歳以上40歳未満の移住者1人のみの世帯）
 - ②**若者2人以上世帯→1世帯あたり20万円**
（令和8年4月1日時点で18歳以上40歳未満の移住者を含む、移住者が2人以上いる世帯）
 - ③**子育て世帯→1世帯あたり20万円**
（令和7年4月1日時点で15歳未満の世帯員を帯同して転入した、移住者が2人以上いる世帯）
- ②③のいずれにも該当する場合には**40万円**

申請期限

令和9年1月29日

令和8年度山形県若者世帯・子育て世帯移住支援金 申請の流れ

STEP1

転入日※の前日までに

※住民票上の「住民となった日」を指します。「届出日」ではないため、ご注意ください。
また、転入日と同日の登録は支援対象外ですので、お早めにご登録ください。

「やまがた暮らし移住希望登録」に登録



右の二次元コードまたは以下URLよりWEBにてお手続きください。

URL：<https://yamagata-iju.jp/soudan/ijyu-form.html>

※登録後、<yamagatakeniju@yamagata-iju.jp>より、STEP3のウェブ回答用URLがメールにて自動返信されます。STEP3の手続きに必要なので、届いたメールは削除せずに保管してください。
※登録後にメールが届かない場合は、県へご連絡ください。

STEP2

各市町村で転入手続き

STEP3

転入後に「移住完了アンケート」に回答

STEP1「やまがた暮らし移住希望登録」へ登録完了後、自動返信される受付メールの本文に記載されているURLよりご回答ください。（URLはHP等では公表しておりません。）

※「やまがたe申請」での電子申請となります。
※回答の翌日以降に、STEP4のWEB申請用URLをメールにてお送りします。
アンケートに回答いただかないと支援へ申請いただけませんので、忘れずに、お早めにご回答ください。

STEP4

申請用URL受信後、必要書類を準備して申請

STEP3の回答後に送付されたメールの本文に記載されているURLより申請してください。（URLはHP等では公表しておりません。）

要件に該当する場合、申請期限（令和9年1月29日）までに申請してください。

※「やまがたe申請」での電子申請となります。
※ご自身が支援の要件に該当するか、要綱等により制度を必ずご確認ください。

【必要書類について】

以下の書類の電子データ（スマートフォン等で撮影した画像やスキャンデータ）をご準備ください。

■必要書類1（例）：以下の①②のいずれか

いずれも個人番号がないもの、かつ、申請日から3か月以内に発行されたもの

- ①「住民票謄本の写し」と「住民票除票の写し（世帯全員分）」
- ②「戸籍の附票謄本の写し」

■必要書類2：支援金の振込先の通帳の写し

通帳の「表紙」と「表紙をめくった見開きページ」の写しをご提出ください。

※通帳がない口座の場合は、登録口座ページを印刷したものやキャッシュカードの写し

STEP5

山形県による申請内容の審査

申請順に確認を行いますので、ある程度お時間をいただきます。
申請内容に確認事項がある場合、山形県よりメールにてご連絡します。

STEP6

交付決定

申請内容に問題がなければ、山形県よりメール及び書面にて交付決定のご連絡をいたします。

STEP7

指定口座へ振り込まれる

改姓等による口座名義人の変更がある場合は、振込不能となりますのでお気をつけください。

【注意事項】

- ・転入日から3年以内に県外転出した場合、支援金を返還いただきます。
- ・県からのご連絡は、原則メールにて行います。@以下が次のアドレスからは受信できるよう設定のうえ、受信メールはこまめにご確認ください。
<pref.yamagata.jp> <yamagata-iju.jp> <@apply.e-tumo.jp>



【お問合せ先】

山形県みらい企画創造部 移住定住・地域活力拡大課

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

メールアドレス：yamagatakeniju@pref.yamagata.jp